

発表日 2026/08/20  
タイトル 食品表示法違反に対する措置について  
担当 健康福祉部生活衛生局衛生課  
連絡先 食品監視班  
TEL 054-221-3358

---

## 1 概要

静岡県は、沼津我入道漁業協同組合(静岡県沼津市我入道東町161番地。代表理事 植松 敏征。法人番号 9080105000210。以下「我入道漁協」という。)が販売した水産物について、食品表示法(平成25年法律第70号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準(平成27年内閣府令第10号。以下「基準」という。)の規定に違反していたことを確認しました。

このため、本日、我入道漁協に対し、法第6条第1項に基づき表示の点検及び是正について指示を行いました。

## 2 経過

- (1) 県は、我入道漁協に対して令和8年6月25日から同年8月6日までの間に立入検査等を実施しました。
- (2) この結果、我入道漁協は、水産物(魚種名「キンメダイ」)の原産地について、法及び基準の理解不足のため、水域名「静岡県沖」等(水域名での表示が困難な場合には水揚げした港「形原漁港」又はその港が属する都道府県「愛知県」)と表示又は伝達すべきところ、「静岡県産」と伝達し、少なくとも令和6年4月15日から令和8年7月5日までの間に36,912.3kgを販売したことを確認しました。

## 3 措置

我入道漁協の前記2(2)の行為は、基準第18条第1項の表の「原産地」の項の規定に違反することから、県は当該事業者に対して法第6条第1項に基づく以下の内容の指示等を行いました。

- (1) 貴組合が販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2) 貴組合が販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、貴組合において、食品表示に関する認識の著しい欠如並びに表示内容の確認及びその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) 前記(2)の結果を踏まえ、貴組合における食品表示に関する責任の所在を明確にし、組合内における食品表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止策を実施するとともに、当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、貴組合が販売する食品について、基準に違反する表示を行わないこと。
- (4) 貴組合の全役員及び職員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) 前記(1)から(4)までに基づき講じた措置について、令和8年9月25日までに静岡県知事あてに提出すること。

参考1 関係法令抜粋

**食品表示法(平成25年法律第70号) 抜粋**

(食品表示基準の策定等)

第四条 **内閣総理大臣**は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

(略)

(食品表示基準の遵守)

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

(指示等)

第六条 **食品表示基準に定められた**第四条第一項第一号に掲げる**事項**(以下「表示事項」という。)**が表示されていない食品**(酒類を除く。以下この項において同じ。)**の販売をし**、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、**内閣総理大臣**又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣)**は**、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の**指示をすることができる。**

(略)

5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその**指示に係る措置をとらなかったときは**、その者に対し、その指示に係る**措置をとるべきことを命ずることができる。**

(略)

(公表)

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による**指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。**

(立入検査等)

第八条 **内閣総理大臣は**、販売の用に供する食品に関する**表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。**

(権限の委任等)

第十五条 **内閣総理大臣は**、この法律の規定による**権限**(政令で定めるものを除く。)**を消費者庁長官に委任**する。

2～4 (略)

5 第一項の規定により**消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は**、政令で定めるところにより、**都道府県知事**、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(次条において「保健所を設置する市」という。)の市長又は特別区の区長**が行うこととすることができる。**

食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号) 抜粋

(横断的義務表示)

第十八条

食品関連事業者が**生鮮食品**（業務用生鮮食品を除く。以下この節において「一般用生鮮食品」という。）**を販売する際**（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）**には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。**

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (略)        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>原産地</b> | <p>次に定めるところにより表示する。ただし、玄米及び精米にあっては、第十九条に定めるところによる。</p> <p>一、二 (略)</p> <p><b>三 水産物</b></p> <p><b>イ 国産品にあっては水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、水域名の表示が困難な場合にあっては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の表示に代えることができる。</b></p> <p><b>ロ イの規定にかかわらず、国産品にあっては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品にあっては原産国名に水域名を併記することができる。</b></p> <p>四 (略)</p> |

2 (略)

参考 2 事業者の概要

沼津我入道漁業協同組合の概要

|         |                                        |
|---------|----------------------------------------|
| 法人番号    | 9080105000210                          |
| 法人名     | ぬまつがにゆうどうぎょぎょうきょうどうくみあい<br>沼津我入道漁業協同組合 |
| 代表者     | だいひょうりじ うえまつ としゆき<br>代表理事 植松 敏征        |
| 主たる事務所  | 静岡県沼津市我入道東町 161 番地                     |
| 設立      | 昭和 24 年 9 月 26 日                       |
| 払込済出資総額 | 金 1321 万 3500 円                        |
| 業務内容    | 魚介類販売業                                 |

※登記簿等（業務内容は営業許可台帳）から抜粋